

貸 渡 約 款

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

1. 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下、「レンタカー」といいます。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込)

1. 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款及び当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下、「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

1. 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消等)

1. 借受人は、当社の承諾を得て予約を取消することができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下、「貸渡契約」といいます。）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。
3. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール等の事由または天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

1. 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーの貸渡しができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下、「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合借受人は、代替レンタカーと予約のあった条件のレンタカーのうち、いずれか貸渡料金の低い方の料金を支払うものとします。
3. 借受人が第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶した場合は、予約は取消されるものとします。この場合において、貸渡しすることができない原因が当社の責に帰すべき事由によるときは、第4条第4項に準じて取扱い、当社の責に帰さない事由によるときは、第4条第5項に準じて取扱うものとします。

第6条 (免責)

1. 当社及び借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとします。

第7条 (予約業務の代行)

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約ポータルサイト、旅行代理店、提携会社等（以下、「代行業者」といいます。）において予約の申込をすることができます。
2. 代行業者に対して前項の申込を行ったときは、借受人はその代行業者に対して予約の変更または取消を申込むことができるものとします。

第3章 貸 渡

第8条 (貸渡契約の締結)

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし貸渡することができるレンタカーがない場合、または借受人もしくは運転者が第9条第1項または第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。なお、借受人は割引券、代行業者、自治体等が発行したクーポン券（以下、「クーポン券」といいます。）等を使用する場合、貸渡契約締結時にこれらを当社へ提示または提出しなければならないものとします。
3. 借受人は、当社が設定する免責補償制度及び休業補償支払免除制度に加入する場合は、貸渡契約締結時に当社に申し出の上、免責補償料及び休業補償支払免除制度料を支払うものとします。
4. 借受人は、貸渡契約締結後は理由の如何を問わず、前項の免責補償制度及び休業補償支払免除制度に加入できないものとします。
5. 借受人が貸渡契約締結時に加入した免責補償制度及び休業補償支払い免除制度は途中解約できないものとします。
6. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載しまたは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下、「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

※監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.(10)(11)をいいます。

※運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

7. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人の身元の確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
8. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとします。
9. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードあるいは現金による支払を求め、またはその他の支払方法を指定することがあります。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

- 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができないものとします。
 - レンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - 酒気を帯びていると認められるとき。
 - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
 - チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗させるとき。
 - 暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、第17条の各号に掲げる行為があったとき。
 - 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、第18条第5項の費用の未払いが発生したとき、または第23条第1項に掲げる行為があったとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - その他当社が不適当と認めたとき。
- 前2項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

- 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
- 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

- 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。
 - 基本料金
 - 免責補償制度加入料
 - 特別装備料
 - ワンウェイ料金
 - 燃料代
 - 配車引取料
 - 休業補償支払免除制度加入料
 - その他の料金
- 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、地方運輸局運輸支局長（兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下同じ）に届け出て実施している料金によるものとします。
- 第2条による予約を完了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時と貸渡し時のいずれか低い方の貸渡料金を適用するものとします。

第12条（借受条件の変更）

- 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければなら

ないものとします。

- 当社は、借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条（点検整備及び確認）

- 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡するものとします。
- 借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていること及び別に定める点検票に基づく車体外観及び付属品を査し、レンタカーに整備不良がないこと及び借受条件を満たしていることを確認するものとします。
- 当社は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
- チャイルドシートは、借受人または運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着については一切責任を負わないものとします。

第14条（貸渡証の交付、携行等）

- 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。
- 借受人または運転者は、レンタカーの使用に、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
- 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 借受人または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条（借受人の管理責任）

- 借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下、「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条（日常点検整備）

- 借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

- 借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
 - レンタカーを所定の用途以外に使用しまたは第8条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
 - レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等その原状を変更すること。
 - 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
 - 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
 - レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 - レンタカーを陸続きのない島外へ持ち出すこと。

(10) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為を行うこと。

第18条 (違法駐車の場合の措置等)

- 借受人または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するものとします。
- 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、または引き取り、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 当社は前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証書等により確認するものとします。違反処理が確認できない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとします。また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下、「自認書」といいます。）に自ら署名することを求め、借受人または運転者はこれに従うものとします。
- 当社が必要と認めた場合は、当社は警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人または運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人または運転者はこれに同意するものとします。
- 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは借受人または運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人または運転者に対し、次に掲げる金額（以下、「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人または運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - 放置違反金相当額
 - 当社が別に定める駐車違反違約金
 - 探索及び車両の移動、保管、引取等に要した費用
- 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、または借受人が当社の指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下、「全し協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。
- 第1項の規定により借受人または運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人または運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示または第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人または運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
- 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全し協システムに登録する等の措置をとらず、または既に全し協システムに登録したデータを削除するものとします。
- 前項に基づき借受人または運転者が駐車違反金を当社に支払った後、借受人または運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付しまたは公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社はずでに支払を受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人または運転者に返還するものとします。

- 第6項の規定により、全し協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、または第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全し協システムに登録したデータを削除するものとします。
- 借受人または運転者が使用中にレンタカーを私有地（指定の駐車場以外）に違法駐車した場合は、当社はレッカーや合鍵等を使用しレンタカーを移動できるものとします。当社は、借受人または運転者に対し、私有地の所有者または使用者から提示される違法駐車料金及びレンタカーの移動、保管、引取に要した費用を請求するものとします。この場合、借受人または運転者は、速やかに上記料金及び費用を支払うものとします。

第19条 (GPS機能)

- 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下、「GPS機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
 - 第25条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理または貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
 - 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、または裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第20条 (ドライブレコーダー)

- 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
 - 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
 - レンタカーの管理または貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
 - 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
- 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、または裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第5章 返 還

第21条 (返還責任)

- 借受人または運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人または運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 借受人または運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは直ちに当社に

連絡し、当社の指示に従うものとします。この場合、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。

第22条（返還時の確認等）

- 借受人または運転者は、当社立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 借受人または運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人または運転者または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後は、遺留品の保管について一切の責を負わないものとします。
- 借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完了しなければならないものとします。
- 前項のほか、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合には、借受人は、料金表に従い算出した燃料代を支払うこととします。

第23条（借受期間変更時の貸渡料金）

- 借受人または運転者は、第12条により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- 借受人または運転者は、第12条による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の2倍額の違約料を支払うものとします。

第24条（返還場所等）

- 借受人または運転者は、第12条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
- 借受人または運転者は、第12条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として回送費用の2倍額を支払うものとします。

第25条（返還されなかった場合の措置）

- 当社は、借受人または運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、民事、刑事上の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、借受人または運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報（個人番号を除く）を、第35条に規定する期間並びに目的で、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 前項の場合、当社はレンタカーの所在を確認するため、借受人または運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人または運転者は、第30条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人または運転者の探索に要した一切の費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難等

第26条（故障発見時の措置）

- 借受人または運転者は、使用中にレンタカーの異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うものとします。

第27条（事故発生時の措置）

- 借受人または運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況等を当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。

- 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社または当社の指定する工場で行うこと。

- 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

- 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

- 借受人または運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故の処理、解決を行うものとします。
- 当社は、借受人または運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第28条（盗難発生時の措置）

- 借受人または運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。
 - 盗難その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

第29条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下、「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 借受人または運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項または第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項に準じます。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第30条（賠償及び営業補償）

- 借受人または運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えたときは、借受人または運転者はその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、借受人または運転者は直ちにこれを支払うものとします。

第31条（保険及び補償）

- 借受人または運転者が第30条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金が支払われます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は支払われません。

- (1) 対人補償 1名につき限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
 - (2) 対物補償 1事故につき限度額 無制限(免責額0万円)
 - (3) 車両補償 1事故につき限度額 時価額(免責額10万円)
 - (4) 人身傷害補償 1名につき3000万円まで(ただし、レンタカー搭乗中のみ)
2. 警察及び当社に届出のない事故、その他借受人または運転者がこの約款に違反したときは、前項に定める保険金は支払われません。
 3. 保険金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。
 4. 保険金または補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。なお、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下、「激甚災害」といいます。)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、またはその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人または運転者に故意または重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を補償することを要しないものとします。
 5. 借受人または運転者の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人または運転者は、直ちに当社に弁済するものとします。
 6. 第1項に定める保険金の免責金額に相当する損害については、借受人があらかじめ当社に補償制度加入料を支払ったときは、自損事故の場合の車両免責額を除き、当社の負担とします。あらかじめ補償制度加入料の支払いがないときは借受人または運転者の負担とします。
 7. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡契約の解除

第32条 (貸渡契約の解除)

1. 当社は、借受人または運転者が使用中にこの約款に違反したとき、または第9条第1項、同第2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。
2. 前項の場合、借受人は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第33条 (中途解約)

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。
中途解約手数料= ((貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)) × 50%

第9章 個人情報

第34条 (個人情報の利用目的)

1. 当社が借受人または運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する

等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

- (2) 貸渡契約の締結し、借受申込者または運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
- (3) 借受人または運転者に対し、当社が取り扱う商品、サービスあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催について宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内するため。
- (4) 当社の取り扱う商品、サービスの開発、または顧客満足度向上策等の検討を目的として、借受人または運転者に対しアンケート調査を実施するため。
- (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。第1項各号に定めていない目的で借受人または運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第35条 (個人情報の登録及び利用の同意)

1. 借受人または運転者は、当社が第34条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
2. 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人または運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報(個人番号を除く)が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること、並びにその情報一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区のレンタカー協会及びこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 - (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
3. 借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求できるものとし、当社が保有する個人情報が一不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第10章 雑則

第36条 (代理貸渡し)

1. 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名または型式のレンタカーを貸渡することができない場合(申込を受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含みます)において、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸渡することができるものとします。(これを「代理貸渡し」といいます。)
2. 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人または運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第37条 (相殺)

当社は、この約款に基づく借受人または運転者に対する金銭債務があるときは、借受人または運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第38条 (消費税)

1. 借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第39条 (遅延損害金)

1. 借受人または運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第40条 (細則)

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとし、
2. 当社は、別に細則を定めるときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、ホームページにこれを記載するものとし、これを変更した場合も同様とします。

第41条（反社会勢力等の排除）

1. 当社、借受人及び運転者（以下、借受人及び運転者を「借受人等」と総称します。）は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれも該当しないことを表明し、保証します。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）。
 - （2）暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与していると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - （3）自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - （4）暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - （5）犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下、「犯罪」といいます）に該当する罪を犯した者。
2. 当社、借受人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を確約します。
 - （1）暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （2）脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - （3）犯罪に該当する罪に該当する行為。
 - （4）その他前各号に準ずる行為。
3. 借受人等が前2項に違反したときは、第30条に該当するものとし、これにより借受人等に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

第42条（日本語による約款の優先適用）

1. 日本語による約款と、日本語以外の言語による約款との間に齟齬が生じた場合は、日本語による約款を優先適用するものとします。

第43条（合意管轄裁判所）

1. 本約款に基づき発生する権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本社所在地を管轄する那覇地方裁判所及び那覇簡易裁判所を管轄裁判所とします。

附則（実施時期）

この約款は、令和4年10月28日から施行します。

一部改正：令和5年8月1日